

下水道法及び熊本市下水道条例に基づく下水排除基準

平成28年12月11日現在

物質または項目	対象者	特定事業場		非特定事業場	
		50m3/日以上	50m3/日未満	50m3/日以上	50m3/日未満
		許容限度	許容限度	許容限度	許容限度
生活環境項目等	温度	45	—	45	—
	水素イオン濃度(pH)	5~9	5~11	5~9	5~11
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600	—	600	—
	浮遊物質(SS)	600	—	600	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	5	20	5	20
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂)	30	—	30	—
	よう素消費量	220	—	220	—
	窒素含有量(全窒素)	—	—	—	—
	燐含有量(全燐)	—	—	—	—
	フェノール類	5	—	5	—
	銅及びその化合物	3	3	3	3
	亜鉛及びその化合物 ※1	2	2	2	2
	鉄及びその化合物(溶解性)	10	—	10	—
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10	—	10	—
	クロム及びその化合物	2	2	2	2
	有害物質	カドミウム及びその化合物 ※2	0.03	0.03	0.03
シアン化合物		1	1	1	1
有機燐化合物		1	1	1	1
鉛及びその化合物		0.1	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物		0.5	0.5	0.5	0.5
砒素及びその化合物		0.1	0.1	0.1	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005	0.005	0.005	0.005
アルキル水銀化合物		検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		0.003	0.003	0.003	0.003
トリクロロエチレン ※4		0.1	0.1	0.1	0.1
テトラクロロエチレン		0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン		0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素		0.02	0.02	0.02	0.02
1, 2-ジクロロエタン		0.04	0.04	0.04	0.04
1, 1-ジクロロエチレン		1	1	1	1
シス-1, 2-ジクロロエチレン		0.4	0.4	0.4	0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン		3	3	3	3
1, 1, 2-トリクロロエタン		0.06	0.06	0.06	0.06
1, 3-ジクロロプロペン		0.02	0.02	0.02	0.02
チウラム		0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン		0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ		0.2	0.2	0.2	0.2
ベンゼン		0.1	0.1	0.1	0.1
セレン及びその化合物		0.1	0.1	0.1	0.1
ほう素及びその化合物 ※3		10(230)	10(230)	10(230)	10(230)
ふっ素及びその化合物 ※3		8(15)	8(15)	8(15)	8(15)
1, 4-ジオキサン		0.5	0.5	0.5	0.5
ダイオキシン類		10	10	10	10
アンモニア性窒素等含有量	—	—	—	—	

(備考)

1 単位について、水素イオン濃度は無単位、温度は℃、ダイオキシン類はpg/L、その他はmg/Lです。

2 : 基準値を超える水質の下水の排除が禁止されており、違反した場合は、直ちに罰せられます。

3 それ以外は基準値に適合した下水を排除できるように除外施設を設置するなどの必要な措置を講ずる義務があります。

※1: 業種によっては暫定基準があります。(平成33年12月10日まで金属鉱業、電気めっき業、下水道業)

※2: 下水道法施行令の改正により、平成26年12月1日から0.1mg/Lから0.03mg/L以下に強化されました。業種によっては経過措置として暫定基準があります。(H31年11月30日まで: 金属鉱業。平成29年11月30日まで: 非鉄金属第1次精錬・精製業及び非鉄金属第2次精錬・精製業、溶融めっき業。)

※3: 河川、湖沼等を放流先とする下水道へ下水を排除する場合の基準値で、()内は海域を放流先とする下水道へ下水を排除する場合の基準値です。

※4: 下水道法施行令の改正により、平成27年10月21日から、0.3mg/Lから0.1mg/Lに強化されました。特定事業場には6箇月間の猶予措置があります。